様式２

大市民第　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

大　　阪　　市　　長

拡散防止措置及び認識等の公表の不実施通知書

　　年　　月　　日付けの　　申出　・　職権による取扱開始　に係る表現活動（案件番号　　－　　　）については、次の理由により大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」といいます。）に規定する拡散防止の措置及び認識等の公表を行いませんでしたので通知します。

なお、条例に基づく措置等についてはこの通知のとおりですが、他の法令違反の有無等について判断しているものではありませんので、念のため申し添えます。

不実施の理由